

# 徳島県情報公開審査会答申第150号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成27年7月24日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H23年度の〇〇土地改良区に係る検査結果に伴う同改良区から報告された回答及び伺い文書、復命、協議文書含む(評価検査課)」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成27年8月7日、実施機関は、本件請求のうち、「H23年度の〇〇土地改良区に係る検査結果に伴う同改良区から報告された回答及び伺い文書」に係る公文書として、「平成23年度〇〇土地改良区検査回答書」、「平成23年度〇〇土地改良区検査回答書の送付文」及び「平成23年度〇〇土地改良区検査回答書受理に係る立案文書」（以下「本件公文書」と総称する。）と特定し、条例第8条第1号、第2号及び第4号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分1」という。）を行い、異議申立人に通知した。

また、同日、実施機関は、本件請求のうち、「H23年度の〇〇土地改良区に係る検査結果に伴う復命、協議文書」に係る公文書については、「当該公文書が存在しない」ことを理由とする、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分2」という。）を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

平成27年8月19日、異議申立人は、本件処分1及び本件処分2を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行い、同年9月2日、異議申立ての一部を補正した。

### 4 諮問

平成27年9月18日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

1度の公開請求に対して、2つの決定（評第3087号，評第3088号）が存在するのはおかしい。隠蔽工作であると思われる。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

### 1 本件処分1について

本件請求のうち、「H23年度の〇〇土地改良区に係る検査結果に伴う同改良区から報告された回答及び伺い文書」については、対象公文書を本件公文書と特定し、条例第12条第1項の規定により公文書部分公開決定処分を行ったものである。

### 2 本件処分2について

本件請求のうち、「H23年度の〇〇土地改良区に係る検査結果に伴う復命，協議文書」については、対象公文書が不存在であることから条例第12条第3項の規定により公文書公開請求拒否決定処分を行ったものである。

### 3 結論

異議申立人は、異議申立ての趣旨及び理由として「一度の公開請求に対して二つの決定が存在するのはおかしい。」と主張しているが、これらの決定処分は、それぞれ条例の異なる条項に基づき適正に行われたものであり、情報公開制度の手続きとして何ら不備はない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求に対する決定処分について

異議申立人は、「一度の公開請求に対して二つの決定が存在するのはおかしい。」旨の異議を述べていることから、実施機関が行った本件処分1及び本件処分2が、本件請求に対する決定処分の方法として妥当であったかについて、以下、当審査会において検証する。

本件請求は、「H23年度の〇〇土地改良区に係る検査結果に伴う同改良区から報告された回答及び伺い文書，復命，協議文書含む(評価検査課)」であり、その内容から、次のとおり区分することができる。

- (1) H23年度の〇〇土地改良区に係る検査結果に伴う同改良区から報告された回答及び伺い文書

(2) H23年度の〇〇土地改良区に係る検査結果に伴う復命、協議文書

実施機関は、(1)の請求に対して、対象公文書を本件公文書と特定し、本件処分1により、条例第12条第1項に基づく公文書部分公開決定処分を行い、(2)の請求に対して、対象公文書が存在しないことから、本件処分2により、条例第12条第3項に基づく公文書請求拒否決定処分を行っている。

本件請求のように、1つの公文書公開請求に複数の請求内容が含まれる場合には、実施機関は、それぞれの請求内容に対して条例第12条に基づく決定処分をしなければならず、条例制定以降、実際にそのように運用されてきたところである。

上記のとおり、本件処分1及び本件処分2は、処分内容が異なるため、実施機関が、本件請求内容を2つに区分し、それぞれに対応した決定通知書を作成したものであり、本件請求に対する決定処分の方法として妥当であったと認められる。

## 2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

## 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成27年 9月18日	諮問
10月30日	実施機関からの理由説明書を受理
12月25日	審議（第132回審査会）
平成28年 1月28日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議（第133回審査会）
3月15日	審議（第134回審査会）

## 徳島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
上原 克之	徳島大学大学院 ソシオ・アーツ・アンド・ サイエンス研究部 准教授	会長職務代理者
大道 晋	弁護士	会長
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	
益田 歩美	弁護士	
真鍋 恵美子	公認会計士, 税理士	